

毎週火、金曜日発行(但休日)に当たるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則
市町村に交付すべき昭和三十九年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則

◇告示
土地改良区役員の就任等の届出
米飯提供業者の登録
療養取扱機関からの届出
救急病院の公表
漁船損害補償法の規定による付保護義務発生の公表
昭和三十三年七月鳥取県告示第三百二十一号の一部改正

規則

市町村に交付すべき昭和三十九年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十三号

市町村に交付すべき昭和三十九年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に交付すべき昭和三十九年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則(昭和四十年一月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号のイを次のように改める。

イ 二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人のうち二以上の都道府県(大都市の区域を除く。)

又は大都市に事務所又は事業所を有する法人(以下本条において「市町村分割法人」という。)に係る

分
知事が調査したところに基づき、地方税法第三百二

十一條の十三及び第三十四條の十の項の算式の
よりの算式に代りて算出した算式

$$A \times 0.06561 \times 0.98240 + B \times 0.06075 \times 1.00361 + C \\ \times 0.06075 \times 0.946042$$

算式の符号

A…昭和38年10月1日から昭和39年1月31
日までの間に事業年度が終了した法人に係る法
人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人
税割について昭和39年3月31日までの間に
修正申告、更正又は決定（期限後申告にかかる
ものを含む。以下本項において同じ。）があつ
た場合においては、その最終の修正申告、更正
又は決定による課税標準額とする。）

B…昭和39年2月1日から同年9月30日までの
間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の
課税標準額（当該事業年度に係る法人税割につ
いて、昭和39年2月1日から同年3月31日

までの間に終了した事業年度に係るものにあつ
ては昭和39年5月31日までの間に、昭和3
9年4月1日から同年9月30日までの間に終
了した事業年度に係るものにあつては昭和39
年11月30日までの間に修正申告、更正又は
決定があつた場合においては、その最終の修正
申告、更正又は決定による課税標準額とする。）
C…昭和29年4月1日から昭和38年3月31日
までの間に事業年度が終了した法人で、昭和3
8年度中に修正申告、更正又は決定がなされた
ものの最終の課税標準額から昭和38年3月3
1日（昭和38年2月1日から同年3月31日
までの間に事業年度が終了した法人に係るもの
にあつては、昭和38年5月31日）以前にお
ける最終の課税標準額を控除した額と、昭和3
8年4月1日から同年9月30日までの間に事
業年度が終了した法人で、昭和38年12月1
日から昭和39年3月31日までの間に修正申

告、更正又は決定があつたものの当該修正申告、
更正又は決定による最終の課税標準額から当該
法人に係る当該事業年度分の昭和38年11月
30日以前における最終の課税標準額を控除し
た額との合算額

「F」前号の算式の符号中Bに同
じ。この場合において、同符号中「昭和39年」とある
のは「昭和38年」と読み替えるものとする。

G…前号の算式の符号中Aに同じ。」や

「F…昭和38年2月1日から同年3月31日までの
間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の
課税標準額（当該事業年度に係る法人税割につ
いて昭和38年5月31日までの間に修正申告、
更正又は決定があつた場合においては、その最
終の修正申告、更正又は決定による課税標準額
とする。）

G 昭和38年4月1日から昭和39年1月31日
までの間に事業年度が終了した法人に係る法人

税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税
割について、昭和38年4月1日から同年9月
30日までの間に終了した事業年度に係るもの
にあつては昭和38年11月30日までの間に、
昭和38年10月1日から昭和39年1月31
日までの間に終了した事業年度に係るものにあ
つては昭和39年3月31日までの間に、修正
申告、更正又は決定があつた場合においては、
その最終の修正申告、更正又は決定による課税
標準額とする。）」と

「F」前号の算式の符号中Aに同じ。」や
「F…昭和38年2月1日から同年3月31日までの
間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の
課税標準額（当該事業年度に係る法人税割につ
いて昭和38年5月31日までの間に修正申告、
更正又は決定があつた場合においては、その最
終の修正申告、更正又は決定による課税標準額
とする。）

告示

鳥取県告示第百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区からそれぞれ役員が退任し、就任し、又は住所変更した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

中湯棚土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事	猪口 柳藏	鳥取市中砂見七〇七番地
猪口 利徳	七〇〇番地	
湯川 武藏	六八二番地	
猪口 政春	六七四番地	
猪口 嘉	六六八番地	
猪口 源藏	六七五番地	
猪口 一郎	六七一番地	

昭和三十九年九月十八日創立総会において総選挙の結果当選し九月二十三日就任 任期二年
玉鉾土地改良区
変更した役員の名及び住所
変更前

理事 佐田久辰二 岩美郡国府町大字玉鉾四三ノ二番地
変更後

理事 佐田久辰二 岩美郡国府町大字玉鉾四三番地二
豊田井手土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 船越 隆雄 米子市水浜二四番地

昭和三十九年十二月二十八日死亡により退任

富桑土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事	牧野千代藏	鳥取市西品治
水口源太郎	〃	
中原新太郎	〃	
山田 峯藏	〃	

田川 万藏	〃	田島
山根 一夫	〃	田島
山田亀次郎	〃	西品治
羽田 和郎	〃	田島
山部 潔	〃	西品治
谷口 兵次	〃	田島
谷口 閔	〃	〃
山本 啓治	〃	〃
監事 前田菊次郎	〃	西品治
羽田 正一	〃	田島
水口 有男	〃	西品治

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事 牧野千代藏 鳥取市西品治二五一番地四
水口源太郎 〃 六七八番地三
中原新太郎 〃 六六二番地第一
山田 峯藏 〃 六一六番地
田川 万藏 〃 五五九番地

山根 一夫	〃	田島四八一番地
山田亀次郎	〃	西品治六二一番地
羽田 和郎	〃	田島四七四番地
田口 英男	〃	五四五番地ノ一
羽田 正一	〃	五四一番地
瀬戸川政行	〃	西品治五九三番地
浦島 丈徳	〃	田島四三九番地
監事 前田菊次郎	〃	西品治六六二番地
水口 有男	〃	五四三番地
谷口 兵次	〃	田島四七六番地

昭和三十九年三月十日総会において総選挙の結果当選し四月一日就任 任期二年

青谷町奥崎養郷土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 前家 寛二 気高郡青谷町大字奥崎一六一番地
赤穂 義夫 〃 養郷一六二番地
奥屋 武 〃 奥崎一五四番地一
島尾 政美 〃 一六八番地

中村 林蔵 二〇〇番地
 赤穂 勝実 養郷一五五番地
 中島喜美穂 七〇番地八
 前川 義雄 蔵内二九〇番地一
 大口 善一 奥崎四七番地
 山本美知雄 養郷一四四番地
 中村 時雄 奥崎二二六番地一
 滝 巖 蔵内二〇一番地
 松下 悌二 奥崎四九番地
 竹中 定美 二〇六番地
 中島 正蔵 養郷一三八番地
 中島 幸一 八六番地
 前田 宗一 奥崎二五六番地
 北島 寿雄 養郷七九番地
 竹森 保雄 蔵内一九五番地五
 昭和四十年二月四日総会において総選挙の結果当選し
 二月五日就任 任期四年

南谷土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所
 理事 池本 賢蔵 東伯郡関金町大字安歩
 竹内 音 泰久寺
 池本 正 安歩
 日野 六蔵 泰久寺
 日野 末寿 松河原
 山名 房好 大鳥居
 御舟 実 大鳥居
 鳥飼 圭一 松河原
 山本 国義 松河原
 小川 信義 松河原
 光村 大蔵 松河原
 加藤 春正 松河原
 安田 義勝 松河原
 岸本 一清 安歩
 藤井 恒好 大鳥居
 安田 豊吉 松河原

西田 莊 泰久寺
 任期满了により退任
 就任した役員の氏名及び住所
 理事 朝倉 勇功 東伯郡関金町大字泰久寺六三九番地
 日野 六蔵 六五一番地
 加藤 義明 松河原一、二二三番地
 光村 大蔵 六四六番地
 福永 初穂 二〇〇番地
 進木 連一 大鳥居八三三番地
 山名 房好 六九八番地
 藤井 恒好 八〇二番地
 岸本健二郎 安歩五二九番地
 池本 賢蔵 五四五番地
 椿 光治 関金宿一、一四五番地
 日野鶴千代 泰久寺三四八番地
 安田 義勝 松河原一、一二六番地

鳥飼 友蔵 大鳥居八三七番地
 昭和三十九年四月十八日通常総会において総選挙の結果
 果当選し昭和三十九年五月一日就任 任期二年
 殿河内土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所
 理事 野口 正光 西伯郡中山町殿河内
 野口 只男 殿河内
 野間 知武 殿河内
 高塚 重信 殿河内
 野間 喜輔 殿河内
 野口 清橘 殿河内
 野間 督重 殿河内
 任期满了により退任
 就任した役員の氏名及び住所
 理事 野間 喜輔 西伯郡中山町殿河内四二七番地
 野口 熊蔵 四二九番地
 高塚 典正 四六九番地
 野口 清橘 四七三番地

野口 利吉 四八〇番地
監事 高口 若光 三九八番地
野口 正光 四七〇番地

昭和三十九年二月十五日通常総会において総選挙の結果
果当選し同日就任 任期四年

北条川土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 中江 豊 東伯郡北条町大字下神 米里
田熊善之助
岸田 弘 土下
鼻渡 重信 島
近藤 虎治 北尾
稻本 忠雄 田井
三谷 忠政 弓原
吉田 啓蔵 下神
牧野 克良
遠藤 清春 松神
田中 一 曲

監事 谷本 正和

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事 中江 豊 東伯郡北条町大字下神一八六番一
田熊善之助 米里二九七番地
岸田喜代治 土下一九六番地
鼻渡 重信 島五七一番地
近藤 虎治 北尾四四三番地
稻本 忠雄 田井四〇四番地
三谷 忠政 弓原三六八番地
吉田 啓蔵 下神一九三番一
牧野 克良 七〇五番地
遠藤 清春 松神八二九番一
田中 一 曲六九〇番地
田中 一 曲六九〇番地
監事 谷本 正和 三一六番地
理事は昭和三十九年十月七日臨時総代会において総選挙の結果当選し昭和三十九年十月十四日就任 任期二年
監事は昭和三十九年六月十日総代会において選挙の結果

当選し同年六月十六日就任 任期二年

大井手用土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 磯近 始 東伯郡大栄町瀬戸
坂本 隆春
石丸 正章
田中 幸栄
谷口 新正
南場 義輝 六尾
山崎 祥雄 瀬戸
山辺 馨
理事 谷口 新正 東伯郡大栄町瀬戸七六二番地
磯近 始 四四九番地
石丸 正章 三九四番地
坂本 隆春 五六六番地
山崎 祥雄 六六番一

南場 義輝 六尾四一五番地

監事 山辺 馨 瀬戸五六九番地

田中 至宗 九三九番地

昭和四十年一月五日総会において総選挙の結果当選し
一月十日就任 任期二年

江北土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 引田 鉄一 東伯郡北条町大字江北
松本 秋
磯江 茂
石井末太郎
岡 巖
井上 久平 国坂
井上 菊松
中口千代太郎
山本 涼三
監事 友定 茂一 江北
北野 忠三

監事北野忠三は八月十二日辞任により退任その他の理事監事は任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事	生田 貢	東伯郡北条町大字江北五四三番地
"	松本 秋	六二ノ一番地
"	引田 鉄一	九一番地
"	石井末太郎	一、七二〇番地
"	岡 巖	一、九九五番地
"	井上 久平	国坂五二二番地
"	井上 菊松	二七〇番地
"	山本 涼三	二三〇番地
"	野島 克之	六二九番地
監事	谷口 保	江北一、六六九番地
"	涌嶋 仁	五九五番地

昭和三十九年八月十九日総代会において総選挙の結果
当選し同年八月三十一日就任 任期二年、但し監事涌嶋
仁の任期は昭和四十年五月三十日まで

羽合砂丘土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事	足立 積	東伯郡羽合町大字長瀬一、〇二四番地
"	岡本 次郎	一、〇五〇番地
"	神崎 次郎	一、〇二五番地
"	石見 和信	一、一二七番地
"	梅田 政春	二地
"	浜本松太郎	一、一四〇番地
"	浜田 正明	一、二六三番地
"	村口 春隆	二、三〇八番地
"	荒石 安司	一、六七一番地
"	西崎善太郎	久留六七番地
"	岩本 留治	一六二番地
"	松原 芳雄	橋津五三二番地
"	国田 一夫	五八六番地
"	杉本栄四郎	一四七番地
"	角田 勲雄	四〇番地
監事	河原 恵	赤池三五番地
"	"	水下一四〇番地

松井 正義 橋津四二一番地

昭和四十年二月八日設立申請人会議において選任

期は第一回総代会まで

鳥取県告示第百五十二号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三三号)

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住	所	営業所の所在地
米振第一九二号	昭四〇、三、一	石破 二郎	厚生寮	鳥取市東町一の二二〇		米子市久米町四〇

鳥取県告示第百五十三号

療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する省令(昭和三十三年厚生省令第五十四号)第五条第一項の規定に基づく届出が療養取扱機関の開設者からあつたので、次のとおり告示する。

昭和四十年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

所在地変更

療養取扱機関名

寺岡医院

変更内容

鳥取市吉岡温泉町湯尻一三五の三

鳥取市松原

昭和四十年 一月十二日

足立 西伯郡淀江町大字淀江

西伯郡淀江町西原 // 三十九年十一月十日

名称変更
変 更 内 容 所 在 地 変 更 年 月 日
新 更 内 容 所 在 地 変 更 年 月 日
今田歯科医院 伊藤歯科医院 鳥取市吉方二七〇 昭和四十年一月一日

鳥取県告示第五十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する救急病院は、次のとおりである。

昭和四十年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

倉吉市下田中三四三番地

鳥取県立厚生病院

倉吉市宮川町一二九番地

医療法人共済会清水整形外科病院

倉吉市瀬崎町二七一四の一

野島病院

米子市西町六番地

医療法人育生会高島病院

鳥取県告示第五十五号

漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、網代加入区及び淀江加入区について同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により告示する。

昭和四十年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十六号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収規程(昭和三十三年七月鳥取県告示第三百二十一号)の一部を次のように改正し、昭和三十九年度分に分担金から適用する。

昭和四十年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条中「菅野開拓パイロット事業 工事費の百分の十七・五」を「菅野開拓パイロット事業 工事費の百分の十七・五」に改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所

(定価) 一部月極二五〇円(送料別)

